

第6回鹿児島家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時等

- 1 日 時 平成18年5月22日（月）午後2時から午後4時まで
- 2 場 所 鹿児島家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 岩切尚子，緒方広樹，高田慶子，寺尾洋（委員長），日高和広，増田博，餅原尚子，山本由利子

第2 議事

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ

本日は，継続議題「家事調停の現状と課題」と，新議題「成年後見制度について」の協議を予定している。

成年後見制度は，認知症や，知的障害などで，判断能力の不十分な方々を保護し，支援するための制度である。成年後見等開始事件については，平成18年4月施行の障害者自立支援法の影響で，施設入所者からの集団申立てが予想されており，これを効率的に，当事者の納得を得ながら処理していくことが家庭裁判所の直面する大きな課題となっている。委員各位からの貴重な意見を参考に今後の事務処理を検討して参りたい。

- 3 新委員紹介（岩切尚子委員，緒方直人委員）
- 4 第5回委員会後の裁判所の広報活動に関する報告

（寺尾委員長）

前回委員会以降に鹿児島地方・家庭裁判所で行ってきた裁判所の広報活動について報告されたい。

（家裁事務局長）

- (1) 裁判員制度全国フォーラムin鹿児島 1月22日（日）開催
- (2) 無料法律相談（憲法週間行事） 5月6日（土）開催
- (3) 裁判員体験教室（裁判員模擬裁判） 5月19日（金）開催

(4) きて！みて！裁判所day（定例見学会） 毎月第三木曜日開催

について報告

(寺尾委員長)

裁判員制度全国フォーラムin鹿児島でコーディネーターを勤められた日高委員，フォーラムの感想を述べられたい。

(日高委員)

反響が大きかった。新聞でも特集を組んだ。これを機に，今後，裁判員制度が広まっていけばよい。

(寺尾委員長)

家裁委員の中で希望があれば，裁判員制度に関する説明会を実施したいと考えるかどうか。

(岩切委員，高田委員，餅原委員)

出席を希望する。

(以下，■A～G：委員)

■A 裁判員体験教室はどうだったか。

(寺尾委員長)

広報のための模擬裁判として，裁判員6人と補充員6人を市民から一般公募して(但し裁判員のうち2人は報道機関の代表者。)，実施した。

裁判員には，朝9時に集合してもらい，1時間のレクチャーの後，午前10時から午後2時30分まで審理を行い，2時間の評議を経て午後5時過ぎに判決が出て，その後記者会見を行った。

5 議題「家事調停の現状と課題」

(1) 離島における調停について

(寺尾委員長)

離島における家事調停の利用に関するアンケートの結果を報告されたい。

(家裁事務局長)

4月9日から5月10日までの1箇月間、名瀬支部、種子島出張所、屋久島出張所、徳之島出張所で実施したアンケート結果について報告

回答数が11と少なく、離島の家事調停の現状を詳細に把握するには至らなかったため、今後さらに一、二箇月アンケートを実施したい。

■ A 家事調停の申立をしたいという人に、裁判所の窓口での手続教示を受けることを勧める場合があるが、アンケート結果で担当者の説明が理解できたという数が多く、安心した。

■ B 家事調停申立書を市町村役場において欲しいという希望がありましたが、裁判所以外に申立書を置いているケースというのがあるのか。

(寺尾委員長)

離島では、市町村役場に備え置いてもらっているケースもある。

■ B 鹿児島市役所には置いてあるか。

(家裁事務局長)

現在のところ備え置いていただいているが、今後、検討してみたい。

(2) DV関連事件の処理について

(寺尾委員長)

新しい資料の内容を説明されたい。

(家裁首席書記官)

離婚調停事件のうち、DV絡みの事件の割合については、夫婦関係調整事件の申立書に、申立の動機を記載する欄があるが、そこに「暴力をふるう」と記載しているものと、「精神的に虐待する」と記載しているものが全体の30パーセント程度となっている。

■ C 数値としては大きくなっているが、DVのレベルには差がある。

申立書の付票に「裁判所内での暴力の可能性がある」とあれば、厳重な警備態勢を引くことになる。

DVの情報は、付票の中に詳細に記入してもらうとともに、申立書を受理す

る際等に、担当者が面談の上、情報収集している。

- B 市民相談で、離婚調停制度について案内したところ、相談者の配偶者（夫）が、相談者（妻）をそそのかしたと怒って苦情を述べてきて、怖い思いをしたことがある。

市民相談の際にも、調停申立書の付票のような情報収集方法を考えなければならぬと思う。

- C 調停当事者の代理人弁護士からの情報で、「相手方が包丁を持って裁判所に来る。自殺するつもりらしい。」との情報が事前に入ったことがあった。その際は、裁判所としては、厳重な警備計画を立てて、警察官3人を配備し、入室者に所持品検査を行うなどして対応した。

（寺尾委員長）

検察庁でも同様のケースがあるか。

- D DV事件は、暴行が日常的に繰り返し行われているので、傷害との因果関係を立証するのが難しい。

また、被害者である妻が、夫の勾留中に被害届を取り下げて、夫を帰して欲しいと言ってくる事例や、裁判に出頭して、夫を宥恕するような例も多い。互いに依存関係にある場合が多く、刑事上の処分だけではなかなか解決できない。

- A 検察庁でも離婚を勧めるようなことはするのか。
- D 意思確認はするが、離婚を勧めることまではしない。
- A 日常茶飯事に暴力がふるわれ、精神が参ってしまうケースもあるのではないかと。子どもが夜恐症になる例もある。

インテリの夫が家庭では暴力をふるう例もあるし、妻が、「鹿児島の男は暴力をふるうものだ」と思い込んで我慢していた例もある。

- D DVの被疑者には、罪悪感がなく、言い訳がましくぐずぐず言う人が多い。
- A 調停申立書の付票に、暴力の程度をランク付けするようなことは考えられないか。

- C ランク付けについては、人によって暴力の感じ方が違うのではないか。
離婚後20年も経った後に妻につきまとうような例もあった。
- B 被害を受けている妻には、暴力をふるわれるのは自分が悪いからだという者がいたり、夫もいいときには優しいという者もいる。家を出ても相手に謝られると家に戻る者もいる。子どもがいたり、経済的に自立が難しかったり、いつまでも離婚に踏み切れない妻が多い。
- E D委員の発言で、被害届を取り下げる者がいるという話があったが、本意に基づかないものもあるのではないか。その点見極めが重要だと思う。
- D 検察でもそういう指導があるので、慎重に取り扱っているつもりだが、どうしてもと言われて釈放したら、1箇月後にまた被害届が出たという例もある。
- F 児童虐待も同じだ。児童は自己決定できないのでぐずぐずと続いてしまう。
児童虐待の通告は年200件あるといわれているが、実際はもっとあるように思う。児童虐待がある場合は、妻への虐待もあると考えて良いのではないか。
- A DVの加害者の場合は慰謝料が高額になるなどと言って、DV防止の啓蒙をすることは考えられないか。
- D 啓蒙して止めるような人は、そもそもDVの加害者にならないのではないか。
- B 「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、市などの行政機関でDVに関する啓蒙活動を行っている。
- G 最近では、夫婦ではなく、恋人間でも多くなっていると聞いている。
- B いわゆるデートDVで、県の男女共同参画センターでも取り上げていた。

(寺尾委員長)

デートDVが増えているという話は聞く。自分も、埼玉にいた時に、公衆の面前で男性が女性を殴るのを2回くらい見た。

家庭裁判所としては、内縁関係があればよいが、恋人同士では関係調整の調停は難しい。

- C 婚約の事実が一応認められれば家事調停で、そうでなければ、民事調停でと

いう事になるのではないか。

- A 恋人同士の場合、別れろと言っても、相手からつきまとわれてなかなか逃げられないケースも多い。

(寺尾委員長)

つきまとうということになれば、ストーカー規制法等で解決することになるう。

- (3) 家事調停委員の能力向上策について

(寺尾委員長)

家事調停委員の能力向上策の現状について説明されたい。

(家裁事務局長・首席家裁調査官)

調停委員を対象とした研修，研究会等の開催状況，内容について説明

- B 調停委員の構成を見ると，60代の無職の人が多いようだ。経験豊富な人ということだと思うが，若い人の離婚問題の場合，調停委員も若い人の方がよい場合があるのではないか。

調停委員を公募するようなことは考えられないのか。

(寺尾委員長)

公募制を取っている庁は全国的にもないようである。調停委員の任命候補者については，県や市などに推薦依頼をしている。他に，法務局や検察庁，各種団体，調停委員などから推薦を受けることもある。若くて現役の調停委員も確保したいが，そのような方は，忙しくてなかなか調停に立ち会う時間がとれない。

- A 裁判所からの依頼で弁護士会からも候補者を推薦するが，やはり経験豊富な人を推薦している。

- D 検察庁もOBを推薦しており，現役は推薦していない。

- B 市役所で，ボランティアを募集すると，主婦の中には，子育ての手が離れ，一生懸命勉強して社会活動に関する意識の高い人が多くいる。調停委員に適し

た人もいると思われる。

(寺尾委員長)

裁判所としても、幅広く任命していきたいと考えるので、適任者があれば推薦していただきたい。

- A 弁護士の間で話していて、年配の調停委員などで、自分の考えを押しつけるような人もいるようだ。また、地方に行けば、延々と話を聞くだけの調停委員もいるようだ。このような点は指導していただきたい。

(寺尾委員長)

調停委員もただ話を聞くだけではだめで、ある程度意見を言わなければならない。

新任の調停委員に対する研修の機会などに、調停委員としての心構えを話している。その際には、DV事件の当事者への言動の在り方等についても、被害者は何気ない一言でも敏感に感じることもあるというようなことを話している。

- A 確かに調停委員の中には、こうしてはどうかというような意見を言わない人もいる。養育料の事件で、これくらい払ってはどうとか、遺産分割の事件で、この人は面倒を見ていたのだからというように調停委員がある程度主導的に意見を述べてもらってもよいのではないか。
- C 調停委員がどう調停を運営しているかについては、審判官も、最初から最後まで見ている訳ではないが、鹿児島島の調停委員は皆、それなりの見通しを持ちながら、はじめは意見を聴くことに徹して、ある程度してから調停委員としての見解等を示すということを実行しているようだ。ただ、地方や、離島の事件で、調停委員が自分の意見を強くいったというようなケースを耳にしたことがある。研修等の際に指導していきたいと考える。
- E 年齢や、人を見て、事件に合わせて調停委員を選べるだけの人員を確保しておくのが大事だと思う。

裁判所としては、調停委員の研修については、現状で十分だと考えているの

か。それとも多忙なのでこれ以上の研修を入れることに限界があるのか。

(家裁事務局長)

開催している調停委員の研究会で十分と考えている訳ではない。調停委員は、裁判所が開催する研究会等の他に、自主的に研修会等を企画しており、家裁調査官等を講師に招いたりして研さんしている。

(寺尾委員長)

「家事調停の現状と課題」についての協議はこれで終了する。

6 議題「成年後見制度について」

(寺尾委員長)

成年後見制度の概要について説明されたい。

(山本委員)

制度概要について説明

(寺尾委員長)

成年後見申立の手続き教示に使用しているビデオを視聴していただきたい。

－手続き教示ビデオ視聴－

(寺尾委員長)

次回は、「成年後見制度について」を継続議題としたい。

7 次回期日

(寺尾委員長)

次回は、平成18年11月27日(月)午後2時(午後4時終了予定)、鹿児島家庭裁判所大会議室で開催する。